

(案)

令和 4 年度
仙台市のいじめ防止等対策に係る
検証及び検討結果報告書

令和 5 年 1 月

仙台市いじめ防止等対策検証会議

<目次>

I	はじめに	1
II	今年度の検証にあたって	2
III	検証及び検討結果	3
	1 令和3年度報告に関する対応状況の確認	3
	2 令和3年度実施のいじめ防止等対策事業の検証	3
	(1) いじめアンケートの事務処理について	4
	(2) 教職員以外の専門職について	
	(3) いじめ対策専任教諭や児童支援教諭について	
	(4) 学級生活アンケート調査について	
	(5) SNSの利用について（情報モラルリーフレットの在り方等）	
IV	会議の開催状況	
V	委員名簿	
VI	別紙資料	

I はじめに

仙台市いじめ防止等対策検証会議は、仙台市及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図るため、「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づき設置されたものである。令和元年 8 月に設置されて以降、毎年度、様々な取組みを客観的に検証し、改善に向けた方向性について検討を行い、その結果を市長に報告してきた。

今般、令和 4 年度に実施した検証及び検討の結果がまとまったことから、条例に基づき、以下のとおり報告する。仙台市及び仙台市教育委員会においては、この報告の趣旨を十分に理解し、今後の施策に反映することで、いじめ防止等の取組みをなお一層効果的に進めてほしい。子どもたちがいじめによって悩み苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、強い決意の下にいじめ防止等対策の徹底に努めてもらいたい。

Ⅱ 今年度の検証にあたって

令和4年度は、仙台市及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策に関して、以下のとおり検証を進めた。

初めに、当会議の令和3年度報告に関する「当会議としての提案」への仙台市及び教育委員会の対応状況について報告を求め確認を行うこととした。

次に、令和3年度実施のいじめ防止等対策事業についての検証である。検証会議では初年度の令和元年度から令和3年度まで、仙台市及び教育委員会が実施するいじめ防止等対策事業の中からテーマを設定し、資料や会議での担当職員への質疑等により改善が必要であると思われる事業の検証及び検討を行ってきた。

今年度の検証を進めるにあたり、第1回会議にて、これまで仙台市及び教員委員会が取り組んできたいじめ防止等対策事業について、いじめ防止等対策の現場とも言える学校がどう認識し、活用してきたのか、これまでのいじめ対策で効果があったこと、あるいは、活用のしづらさや努力が取り上げられないといった学校の率直な声を聴く必要があるのではないかとの意見が交わされた。その結果、今年度は学校の考えを確認しながら議論を進めていく方向が定まり、学校へのヒアリングの手法を取り入れた検証を行うこととした。

第2回会議では、ヒアリングの観点が整理され、次の4つの観点を確認することとした。一点目は、いじめ防止の施策が学校でどう受け止められどう機能しているか、効果があったと思われるもの、活用に工夫の必要を感じているもの。二点目は、教職員以外の専門職（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等）の現場での活用のしやすさ、難しさ。三点目は、いじめアンケートの重要性と煩雑さ、どう活かしていくか。四点目は、学校独自に取り組んでいること、成果があがっている取組みの確認である。これらの観点を念頭に、各委員が訪問するそれぞれの学校の実情に応じた質疑を行うこととした。その後、第3回会議開催までの間に市立学校6校へ各委員が分担して訪問し、学校長へのヒアリングを実施した。第3回会議以降は、ヒアリング結果を踏まえた検証及び検討を行った。

その他、令和3年度のいじめ防止等対策事業に関する資料、必要に応じて追加された資料を含め、各委員が事前検討のうえで会議に臨み、会議の場において、意見交換や担当職員への質疑等を行う方法で議論を進めたところである。

Ⅲ 検証及び検討結果

1 令和3年度報告に関する対応状況の確認

令和4年3月に、当会議から市長に報告した「仙台市のいじめ防止等対策に係る検証及び検討結果報告書（令和2年度事業）」において、仙台市及び教育委員会に対応を求めた「いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置」「いじめ防止「きずな」サミットの開催」「いじめストップリーダー研修の実施」「いじめ・不登校対策推進協力校の指定」「命を大切にする教育の推進」について、令和4年7月時点の対応状況を、資料1のとおり報告を受け、当会議としての提案を生かして取り組んでいることを確認した。

2 令和3年度実施のいじめ防止等対策事業の検証

仙台市及び教育委員会が実施した令和3年度のいじめ防止等対策事業について、以下の通りヒアリングを実施し検証及び検討を行った。

【ヒアリング実施概要】

- 目的：いじめ防止の施策が現場でどう受け止められ、どう機能しているか確認するとともに、効果があると思われるもの、活用に工夫の必要を感じているもの等、学校現場からの率直な声を聴取すること。
- 対象：小学校2校、中学校3校、高等学校1校（すべて仙台市立）の各学校長
- 方法：各委員1、2名が学校に訪問し、実際の学校での状況について1時間程度聴き取りを実施した。

(1) いじめアンケートの事務処理について

【事業概要】

○学校におけるアンケート調査の実施

目的	各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握し、いじめの予防及び早期発見、早期対応を図る。
開始年度	平成 24 年度
実施概要	教育委員会が行うアンケート調査（「いじめ実態把握調査」）は、11月に仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に実施している。具体的な実施方法については配付された調査用紙を各家庭に持ち帰り、保護者と共に記入したものを学校に提出し、学校で集計したものを12月下旬に教育委員会に提出する。本調査で認知したいじめについては、年度末報告書（追跡調査結果）を3月末に教育委員会に報告することとしている。このほか、学校が独自にアンケート調査を年4回程度行い、いじめ事案の早期発見、早期対応に努めている。
実績等	・令和3年度は10月5日に各学校へ文書発出し、調査期間を11月1日～11月26日の間とした。 ・全市一斉のアンケートを実施したことで、いじめ事案の積極的認知につながっている。

【事業に対する評価及び意見】

○
.
.

○
.
.

【当会議としての提案】

○
○

(2) 教職員以外の専門職について

【事業概要】

○スクールカウンセラーによる支援

目的	専門的な知識と経験を有するカウンセラーを学校に配置し、いじめ・不登校等に関する児童生徒の教育相談活動を行う。
開始年度	平成7年度
実施概要	全市立学校にスクールカウンセラーとして、臨床心理士等の教育相談の専門的知識や技能を有する人材を配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を行うことにより、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等、心の問題の解決を図る。
実績等	全市立学校（小学校119校、中学校等65校、高等学校4校、特別支援学校1校）に計88名のスクールカウンセラーを配置し、問題行動の未然防止を図るとともに、課題の早期発見と早期対応にあたることができた。

○スクールソーシャルワーカーによる支援

目的	スクールソーシャルワーカーが、学校からの相談に対応することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等生徒指導上の課題の解決を図る。
開始年度	平成26年度
実施概要	・教育相談課にスクールソーシャルワーカーを配置し、電話相談業務に当たるとともに、学校からの要請に応じてケース対応を進める。 ・児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との連絡調整を行う。
実績等	スクールソーシャルワーカーを7名配置し、151件の相談対応、支援総時間は約893時間であった。

○スクールロイヤーによる学校支援

目的	弁護士の助言・指導により、市立学校が直面する法的課題に適切に対応することで、いじめ防止対策の徹底及び問題の深刻化の未然防止を図る。
開始年度	平成30年度
実施概要	・仙台弁護士会から推薦を得た弁護士が、学校が直面する諸課題（いじめをはじめとする児童生徒に係わる諸問題等）への対応等について、幅広く相談に応じる。 ・令和2年度に、「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成31年4月施行）や、本市で発生した重大事態に係る第三者機関からの指摘や提言等を踏まえ、「見て分かるいじめ防止マニュアル」（平成26年3月作成）及び「いじめ対策ハンドブック」（平成30年3月作成）の内容を、弁護士（スクールロイヤー及びアドバイザー）からの助言・指導を得ながら改定している。改定した新たなマニュアルは、全教職員に配付し、併せて付属研修資料として動画を作成している。
実績等	学校法律相談は21件（14校）で実施。

【事業に対する評価及び意見】

○
.
. 。

○
.
. 。

【当会議としての提案】

○

○

(3) いじめ対策専任教諭や児童支援教諭について

【事業概要】

○いじめ対策専任教諭の配置

目的	中学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため、各学校への専任教諭の配置を進める。
開始年度	平成 28 年度
実施概要	全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校 66 校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する生徒の個別対応、校内の巡回指導、いじめアンケートの集約や聴き取り、不登校生徒への指導・支援、いじめ防止運動の企画・運営、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。
実績等	全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校 66 校への配置を継続し、いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進、さらに組織的な対応の中核として一定の水準が確保されている。

○児童支援教諭の配置

目的	小学校におけるいじめ、不登校等の課題に対応するため、指導や対応の中心的存在になるとともに、コーディネーターとしての役割を果たす児童支援教諭の配置を進める。
開始年度	平成 28 年度
実施概要	小規模校 4 校を除く市立小学校 114 校に配置。担任と連携しての対応・相談、配慮を要する児童の個別対応、校内の巡回指導、いじめアンケートの集約や聴き取り、不登校児童への指導・支援、いじめ防止運動の企画・運営、地域・関係機関との連携など、学校全体のいじめ対策の中核的役割を担う。
実績等	小規模校を除く市立小学校 114 校へ配置し、いじめの未然防止に向けた企画や活動の推進、さらに組織的な対応の中核として一定の水準が確保されている。

【事業に対する評価及び意見】

-
-
-
-
-
-

【当会議としての提案】

-
-

(4) 学級生活アンケート調査について

【事業概要】

○学級生活アンケート調査の実施

目的	より良い学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見、学級崩壊の予防、より良い学級集団づくりに活用する。
開始年度	令和元年度
実施概要	市立全中学校（64校）と中等教育学校前期課程(1校)に在籍する生徒を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握する。
実績等	市立全中学校・中等教育学校（65校）で学級満足度調査（hyper-QU）を実施した。

【事業に対する評価及び意見】

-
.
.。
-
.
.。

【当会議としての提案】

-
-

(5) SNS の利用について（情報モラルリーフレットの在り方等）

【事業概要】

○情報モラル教育の推進

目的	児童生徒が情報社会の進展に主体的に対応できるようにするために、情報を適切に活用する能力や、情報化社会で適正に活動するための考え方や態度を育成する。
開始年度	平成 27 年度
実施概要	仙台市 GIGA スクール推進協議会の指導・助言を受けつつ、各学校において情報モラル教育実践ガイドを活用した情報モラルの授業を充実させるとともに、リーフレットを活用しながら学校、家庭、地域との連携を図る。
実績等	・児童生徒の情報モラルに係る能力育成を目指し、全市立学校（園）において、情報モラルに関する授業を実践した。 ・安全・健康に配慮したインターネットの利用法などについて家族で一緒に考えることができる家庭向けリーフレットを発行した。

【事業に対する評価及び意見】

-
-
-
-
-
-

【当会議としての提案】

-
-

IV 会議の開催状況

令和4年 7月 4日(月) 第1回会議 17時～

- ・令和3年度報告に関する対応状況の確認
- ・令和3年度実施のいじめ防止等対策事業の検証

9月 5日(月) 第2回会議 17時～

- ・ヒアリングの目的の整理
- ・ヒアリング対象、手法、内容の確認

ヒアリングの実施

9月26日(月)	仙台市立八乙女中学校	齋藤 亘弘	校長
9月29日(木)	仙台市立榴岡小学校	多賀野 修久	校長
9月29日(木)	仙台市立仙台高等学校	岩井 誠	校長
9月30日(金)	仙台市立第一中学校	高橋 恭一	校長
10月 3日(月)	仙台市立袋原小学校	飯野 正義	校長
10月 4日(火)	仙台市立六郷中学校	中村 晴美	校長

10月27日(木) 第3回会議 17時～

- ・ヒアリング実施結果の報告
- ・令和3年度実施のいじめ防止等対策事業の検証

12月 1日(木) 第4回会議 17時～

・
・

令和5年 月 日() 第5回会議

・

V 委員名簿

会 長	氏家 靖浩	(仙台大学教授)
副 会 長	庄司 智弥	(弁護士)
委 員	齋藤 敦子	(仙台市立広瀬小学校校長)
委 員	古川 直磨	(公認会計士)
委 員	本図 愛実	(宮城教育大学教職大学院教授)

※委員の任期：令和5年7月31日まで

VI 資料

- ・資料1 令和3年度報告に関する対応状況

令和 3 年度報告に関する対応状況

1 いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置

- ・教職員自身のいじめ対応についての相談、退勤後でも相談できること等、相談内容や方法について、毎月発行の教職員相談支援室だより「えがおで」や教育センター内の掲示等により周知している。また、年次研修等においては、学校組織としてのいじめ対応についての疑問や悩み等も相談できることを加えて周知するとともに、相談員を紹介したり、相談員が研修受付をしたりと、教職員が相談しやすい雰囲気を醸成している。

2 いじめ防止「きずな」サミットの開催

- ・児童会や生徒会が中心となり設定した各学校の行動目標やスローガン等をもとに、児童生徒が自分自身や学級・学校での生活を振り返り、全校で取り組む具体的な活動などを決め実践する「いじめ防止「きずな」アクション」を発展させていく。
- ・各校の取組の様子や活動の成果等を、令和 4 年 3 月末に開設の「仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト」や各学校のホームページ等で適宜発信する。
- ・機会を捉えてマスメディアへの情報提供を行い、各学校のいじめ防止等に関する取組状況が市民により広く浸透するよう広報を強化する。

3 いじめストップリーダー研修の実施

- ・当事業は廃止とし、「いじめ防止「きずな」アクション」を発展させていく。

4 いじめ・不登校対策推進協力校の指定

- ・令和 4 年度は、ステーション（在籍学級外教室）配置校（10 中学校）を指定し、生徒の心の安定や学びの場としての環境づくりを工夫しながら運営するための助言を丁寧に行い、その実践例を各学校に発信する。
- ・令和 5 年度以降は、指定校を募集し、研究の取組が自校の教職員の力量形成に資することや、教育委員会が研究に関する支援を行うことなど、校長が協力校の指定を受けやすいように丁寧に説明していく。

5 命を大切にす教育の推進

- ・教育課程ヒアリングや教育課程訪問等を通じた「命を大切にす教育」の位置づけの確認と実践のための指導助言を行い、各学校の「命を大切にす教育」の取組状況を把握している。
- ・各学校 1 名を悉皆とした「命を大切にす教育研修会」を実施する。命を大切にす教育の必要性や推進上の留意点の理解を促すことで、各学校の取組みを推進する。
- ・各学校で実施した「命を大切にす教育」実践事例を収集して、教育局のネットワークシステム上に掲載する等、学校の実情に応じた指導をさらに進める仕組み作りを行っている。